

令和7年度くるりんタクシー業務委託（2）（北）（西）（単価契約）仕様書

1. 事業名

令和7年度くるりんタクシー業務委託（2）（北）（西）（単価契約）

2. 履行場所

移動可能範囲（東・西・南・北）

3. 事業の目的

バス停まで移動することができない高齢者の増加等、従来のサービスでは対応が困難な移動ニーズへの対応や、くるりんばすの交通空白地帯における代替移動手段の確保を目的に、75歳以上の方を対象にしたタクシーによる移動支援を行う。

4. 業務内容

（1）タクシー車両及び運転士の確保

本実証実験に使用する車両及び運転士を確保する。専用車でなく、既存のタクシーを活用する。

（2）予約の受付

利用登録者からの配車予約の受付を行う。電話による受付体制を確保し、その他の予約システム等で対応が可能である場合は予約方法に加えることができる。

電話以外の予約方法については個別に情報提供をいただき、利用案内への反映を行う。

予約開始日は利用予定日の1週間前からとする（土日祝も可。時間は8～17時。）。

（3）タクシーの配車

予約に対しタクシーを配車し移動支援を行う。

（4）利用料金の徴収

移動可能範囲（居住地区）内での移動は1乗車400円とする。

移動可能範囲（隣接）への移動および移動可能範囲（隣接）内での移動は1乗車1,000円を上限（1,000円未満はその金額）とする。

※1乗車毎の料金設定のため、複数人での利用の場合も同様とする。

※詳細は別紙「居住地区と移動可能範囲一覧」を参照とする。

居住地区	移動可能範囲（居住地区） 400円	移動可能範囲（隣接） 上限1,000円
北	北	東
		西
西	西	南
		北
北西	居住地区（北）（西）のいずれかを選択して利用する。	

(5) 利用実績報告

市より提供するエクセルファイル（利用実績報告書）に以下情報を入力し、1か月単位で報告する。項目は変更の場合あり。

- ・登録番号
- ・予約日
- ・乗車日
- ・乗車時間
- ・同乗者情報（登録者の場合登録番号、未登録者の場合合計利用者数）
- ・乗車地
- ・降車地
- ・メーター料金
- ・利用者支払額
- ・市への請求額

※予約過多による配車不可の場合についても登録番号、予約日、乗車日（希望日）について記載する。

5. 運行事業者

運行開始までに道路運送法第3条第1号ハの規定による国土交通大臣の許可を得ている者

6. 契約期間（業務実施期間）（予定）

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※予算の執行状況により、期間中でも終了の場合あり。

7. 利用可能時間

平日の9時～15時（発車時刻基準）をコアタイムとする。時間の延長については提案事項とする。

8. 実施地区及び移動可能範囲

実施地区及び移動可能範囲は別紙のとおり。

9. 利用対象者

実施地区内に住民登録のある75歳以上の方で事前に利用登録をされた方。登録者名簿を市より提供（逐次更新あり）。

10. 乗降場所

利用者の自宅前と移動可能範囲内に存在する以下の場所。一覧表を市より提供（逐次更新あり）する。

駅、バス停留所、公共施設、病院・診療所・薬局（ドラッグストア含む）、鍼灸接骨院
金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア

11. 委託料の支払い

(1) 委託料は、完了後一括払いとし、以下の項目の単価契約額（消費税及び地方消費税を含む）に当該分の利用回数に乗じた額とする。

- ① 迎車料金

- ② 時間指定料金
- ③ 初乗運賃
- ④ 距離制及び時間距離併用制加算運賃

※移動可能範囲（居住地区）の場合、初乗運賃は利用者負担（400 円/回）を差し引いた後の額とする。

※移動可能範囲（隣接）の場合、委託料は①②③④の合計額（＝運賃）から利用者負担（上限：1,000 円/回）を差し引いた金額とする。

※移動（隣接）の場合において、運賃が1,000 円以下の場合は、利用者はその運賃全額を支払い、市から事業者への委託料は0 円とする。

（2）委託料の支払は、四半期毎の利用実績確認後、当該分の委託料請求を受け、支払うものとする。

1 2. 予定数量（見込利用回数）

予定数量（見込利用回数）は前年度実績により、全地区合計（東・西・南・北）で年間1,374 回と見込む（複数事業者と契約する場合、合計回数を按分）。

1 3. 距離制及び時間距離併用制加算運賃の加算回数

前年度実績により1 回の利用における距離制及び時間距離併用制加算運賃の平均加算回数は5 回とする。

1 4. その他

- （1）受託事業者は、本業務上、知りえた個人の秘密を他人に漏らしてはならない。
- （2）受託事業者は、日進市との連絡を密にし、必要に応じて、地域公共交通会議、連絡調整会議等に出席する。
- （3）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。